

＜処分実績報告の記載例＞

様式第27号（第6条の2関係）

*** 産業廃棄物の種類・委託者・処分・受託者が同じ内容はまとめて記入してください。**
*** 処分実績のない方は、システムの報告画面で「なし」を選択して登録すれば、本様式を作成する必要はありません。**

報告書を提出する日付を記入してください。

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書（令和5年度）

— 中間処分業 ・ 最終処分業 —

産業廃棄物と特別管理産業廃棄物両方を扱う方は同じ報告書に記入してください。

年 月 日

宮城県知事

殿

特別管理産業廃棄物処分業の許可と両方をお持ちの方は、産業廃棄物処分業の許可番号を記入願います。許可年月日も同様です。

報告者

報告する者（許可申請者）の住所・氏名・電話番号（押印は不要です。）を記入してください。

許可を受けた産業廃棄物の種類を選択してください。（種類の詳細は別紙を参照）。※混合物等は「その他の産業廃棄物」又は「その他の特別管理産業廃棄物」を選択してください。

報告者が産業廃棄物を処分した方法を選択してください。報告者が許可を取得している方法以外は選択できません。

住所 宮城県白石市白石〇-〇-〇
 氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 宮城県一郎
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 0222-22-0000

受託者とは、報告者が処理後物の処理を委託した（または再委託した）相手先のことです。処分後に再生利用（有価売却）する場合は、受託者欄には利用者（購入者）を記載し、利用方法と売却量を記入してください。

令和5年度の産業廃棄物の処理の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する施行細則第6条の2第3項の規定により、次の通り報告します。

○排出事業者から委託を受けた場合は「委託」を選択します。（処理業者から二次処理委託を受けた場合も含まれます）
 ○政令で定める基準に従った再委託を受けた場合は「再委託」を選択してください。処理業者による二次処理委託のことではありません。

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者（排出事業者または処分業者）										処分										許可年月日		平成30年1月25日		実績	あり
	許可番号	氏名又は名称	都道府県（県内市町村）	住所	受託量	単位（t又はm ³ ）	自社処理・委託・再委託の別	処分の方法	処分量	単位（t又はm ³ ）	処分後量	単位（t又はm ³ ）	処分場所（市町村）	処分場所	許可番号	氏名又は名称	都道府県（県内市町村）	住所	委託内容（又は利用方法）	委託量（又は売却量）	単位（t又はm ³ ）	再生利用・委託・再委託の別				
木くず		●●建設(株)					焼却	50	t	5	t	角田市	角田町角田〇-〇-〇	0401000004	(株)△△最終処分場	青森県	青森市大字青森字青森〇-〇-〇	燃え殻・ばいじんの最終処分	5	t		委託				
が		●●建設(株)	塩竈市	神社町〇-〇-〇	10	t	委託	破碎								山形産材(株)	山形県	山形市西町〇-〇-〇	再生産材として販売	10	t	再生利用				
汚		●●産業(株)	千葉県	千葉市千葉区千葉町〇-〇-〇	2	t	委託									(有)△△リサイクルセンター	山形県	山形市東町〇-〇-〇	汚泥の脱水	2	t	再委託				
廃プラ	0402000000	(有)●●工業	石巻市	港町〇-〇-〇	12	t	再委託	焼却	12	t	1.2	t	角田市	角田町角田〇-〇-〇	0401000004	(株)△△最終処分場	青森県	青森市大字青森字青森〇-〇-〇	燃え殻・ばいじんの最終処分	1.2	t	委託				
廃石綿等		(株)●●建設工業	山形県	一円								利府町	利府〇-〇-〇													
木くず	0400111111	(株)〇〇〇	宮城県内一円（仙台市を除く）									角田市	角田町角田〇-〇-〇	0401000004	(株)終地											

実際に廃棄物が排出された現場の住所を記入してください（排出事業者の本社等の住所ではありません）。

委託者の許可番号は、処理業者から再委託を受けた場合に記入してください。

許可施設の設置場所を選択してください。移動式施設を排出現場（建設工事現場・解体工事現場）で使用した場合は、「宮城県内一円（仙台市を除く）」を選択し、全排出現場分をまとめて報告してください。

○県内で、設置が短期間で住所が一定しない排出現場（建設工事現場・解体工事現場）は、「県内一円」あるいは「仙台市一円」を選択してください。
 ○他県の場合は、都道府県を選択し、住所欄には「一円」と記入してください。

○処理後物を二次中間処理や最終処分先に委託した場合は「委託」を選択
 ○処分後に再生利用や有価売却する場合は「再生利用」を選択
 ○報告者が処理することができず、政令で定める基準に従った再委託を行った場合は「再委託」を選択

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類

No.	略称	産業廃棄物の種類	備考	換算係数
1	燃え殻	燃え殻	焼却残灰、石炭がら、灰かす、炉清掃物等	1.14
2	汚泥	汚泥	製造業、廃水処理等で生ずる泥状のものであって有機性・無機性のもの、建設汚泥	1.1
3	廃油	廃油	溶剤、鉱物性油、動植物性油脂等	0.9
4	廃酸	廃酸	酸性廃液	1.25
5	廃アルカリ	廃アルカリ	アルカリ性廃液	1.13
6	廃プラ	廃プラスチック類	廃タイヤ、合成繊維くず、ビニールシートくず等	0.35
7	紙くず	紙くず	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業等の紙くず	0.3
8	木くず	木くず	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、木材・木製品製造業、パルプ製造業等、流通に使用したパレットの木くず	0.55
9	繊維くず	繊維くず	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、繊維工業の天然繊維くず	0.12
10	動植物性残さ	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業の原料として使用した動植物に係る固形状の不要物	1
11	動物系固形不要物	動物系固形不要物	と畜場で、とさつ・解体又は食鳥処理場で食鳥処理して不要となった牛、豚、鳥等の肉片、骨、内臓等	1
12	ゴムくず	ゴムくず	天然ゴムのくず	0.52
13	金属くず	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず等全ての金属及び金属製品のくず	1.13
14	ガラコン	ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス、陶磁器、レンガ及び石膏ボードのくず、コンクリートくず(工作物の新築・改築又は除去に伴い生じたものを除く。)	1
15	鉱さい	鉱さい	電気炉等の鉱さい、廃鋳物砂等	1.93
16	がれき類	がれき類	工作物の新築・改築又は除去に伴って生ずるアスファルトコンクリート及びコンクリートの破片、レンガ等の破片	1.48
17	動物のふん尿	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、にわとり等のふん尿	1
18	動物の死体	動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、にわとり等の死体	1
19	ばいじん	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、産業廃棄物の焼却施設等において発生するばいじん	1.26
20	建設混合廃棄物	建設混合廃棄物	建設系マニフェストで、混合に分類されているもの	0.26
21	石綿含有(廃プラ)	石綿含有産業廃棄物(廃プラ)	石綿含有産業廃棄物のうち、廃プラとして分類できるもの	0.35
22	石綿含有(ガラコン)	石綿含有産業廃棄物(ガラコン)	石綿含有産業廃棄物のうち、ガラコンとして分類できるもの	1
23	石綿含有(がれき類)	石綿含有産業廃棄物(がれき類)	石綿含有産業廃棄物のうち、がれき類として分類できるもの	1.48
24	石綿含有産業廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃プラ、ガラコン、がれき類のいずれにも分類できない石綿含有産業廃棄物	0.26
25	廃石膏ボード	廃石膏ボード	建設系マニフェストで、廃石膏ボードに分類されているもの	0.3
26	コンクリートがら	コンクリートがら	建設系マニフェストで、コンクリートがらに分類されているもの	1.48
27	アスコンがら	アスコンがら	建設系マニフェストで、アスコンがらに分類されているもの	1.48
28	その他の産業廃棄物	その他の産業廃棄物	No.1~27, 29~38のいずれにも該当しない産業廃棄物、13号廃棄物	1
29	水銀使用(蛍光管)	水銀使用製品産業廃棄物(蛍光管)	蛍光ランプ	1
30	水銀使用(医薬品・農業)	水銀使用製品産業廃棄物(医薬品・農業)	名称や表示から判別可能な水銀含有の医薬品・農業	1
31	水銀回収義務付け品	水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収義務付け品)	気圧計、湿度計、液柱型圧力計、弾性圧力計、圧力伝送器、真空計、ガラス製温度計、水銀充滿圧力式温度計、灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、差圧式流量計、傾斜計、スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるもの)など	1
32	水銀使用製品産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	No.29, 30, 31のいずれにも該当しない水銀使用製品産業廃棄物	1
33	水銀含有(ばいじん)	水銀含有ばいじん等(ばいじん)	水銀を15mg/kgを超えて含有するばいじん	1.26
34	水銀含有(燃え殻)	水銀含有ばいじん等(燃え殻)	水銀を15mg/kgを超えて含有する燃え殻	1.14
35	水銀含有(汚泥)	水銀含有ばいじん等(汚泥)	水銀を15mg/kgを超えて含有する汚泥	1.1
36	水銀含有(廃酸)	水銀含有ばいじん等(廃酸)	水銀を15mg/Lを超えて含有する廃酸	1.25
37	水銀含有(廃アルカリ)	水銀含有ばいじん等(廃アルカリ)	水銀を15mg/Lを超えて含有する廃アルカリ	1.13
38	水銀含有(鉱さい)	水銀含有ばいじん等(鉱さい)	水銀を15mg/kgを超えて含有する鉱さい	1.93
39	特管 廃油	特管 廃油	揮発油類、灯油類及び軽油類	0.9
40	特管 廃酸	特管 廃酸	水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の廃酸	1.25
41	特管 廃アルカリ	特管 廃アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)が12.5以上の廃アルカリ	1.13
42	感染性廃棄物	感染性廃棄物	感染性病原体を含む又はそのおそれのある、輸入された廃棄物及び医療機関等から排出される血液、使用済みの注射針など	0.3
43	PCB等	PCB等	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物	1
44	廃水銀等	廃水銀等	特定の施設から生じた廃水銀等、廃水銀処理物	1.26
45	廃石綿等	廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した、飛散性の吹き付け石綿等	0.3
46	特定有害 燃え殻	特定有害 燃え殻	廃棄物処理法施行令に定める特定施設等から処分するために排出されるものであって、有害物質について環境省令(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準)で定める基準に適合しないもの。	1.14
47	特定有害 汚泥	特定有害 汚泥	排出されるものであって、有害物質について環境省令(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準)で定める基準に適合しないもの。	1.1
48	特定有害 廃油	特定有害 廃油	排出されるものであって、有害物質について環境省令(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準)で定める基準に適合しないもの。	0.9
49	特定有害 廃酸	特定有害 廃酸	排出されるものであって、有害物質について環境省令(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準)で定める基準に適合しないもの。	1.25
50	特定有害 廃アルカリ	特定有害 廃アルカリ	排出されるものであって、有害物質について環境省令(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準)で定める基準に適合しないもの。	1.13
51	特定有害 鉱さい	特定有害 鉱さい	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじんのいずれにも該当しない場合は、その他の特別管理産業廃棄物を選択する。	1.93
52	特定有害 ばいじん	特定有害 ばいじん	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじんのいずれにも該当しない場合は、その他の特別管理産業廃棄物を選択する。	1.26
53	その他の特別管理産業廃棄物	その他の特別管理産業廃棄物	No.39~52のいずれにも該当しない特別管理産業廃棄物	1

報告様式の「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類」欄には、略称で記載願います。

体積(立方メートル)を重量(トン)に換算する係数